



あじさい

# 松浦会計事務所月報

編集 発行人  
税理士  
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806  
神戸市兵庫区西柳原町2番2号  
TEL 078(685)1111  
FAX 078(685)1110

6月

(水無月) JUNE

日	11	25
月	12	26
火	13	27
水	14	28
木	1	29
金	2	30
土	3	17
日	4	18
月	5	19
火	6	20
水	7	21
木	8	22
金	9	23
土	10	24

## 6月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| <b>国 税</b> / 5月分源泉所得税の納付<br>6月12日                          | <b>地方税</b> / 個人の道府県民税及び市町<br>村民税の納付(第1期分)<br>市町村の条例で定める日 |
| <b>国 税</b> / 所得税の予定納税額の通知<br>6月15日                         | <b>労 務</b> / 健康保険・厚生年金保険被<br>保険者賞与支払届<br>支払後5日以内         |
| <b>国 税</b> / 4月決算法人の確定申告(法<br>人税・消費税等) 6月30日               | <b>労 務</b> / 児童手当現況届(市町村役<br>場に提出) 6月30日                 |
| <b>国 税</b> / 10月決算法人の中間申告<br>6月30日                         |  |
| <b>国 税</b> / 7月、10月、1月決算法人<br>の消費税等の中間申告(年<br>3回の場合) 6月30日 |  |

### ワンポイント スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を不要とする信用保証制度。創業予定者や分社化予定者、創業後5年未満の法人などを対象に、保証限度額3,500万円、保証期間10年以内、据置期間1年(一定要件満たすと3年)以内、信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率で、審査の上、融資が受けられます。

# 令和5年度税制改正で NISA制度が変わります

## 一 金融商品

金融商品には、株式や債券、投資信託など、さまざまな種類があります。それぞれメリットとデメリットがあり、大きな収益を得られるものには、それなりにリスクを伴います。

金融商品のうち投資信託は、運用を投資の専門家に任せるので、元本割れをする可能性はありますが、株式よりもリスクは低めで、投資の初心者には比較的始めやすい金融商品です。

## 二 投資信託の仕組み

投資信託は、運用会社が開発する金融商品で、銀行や証券会社などの販売会社で購入することができます。投資家から支払われた申込金は信託銀行に集められ、信託銀行は運用会社の指示に基づいて運用を行います。運用会社は、決算ごとに運用報告書を発行します。

投資信託は、運用によって得られた利益を投資家に分配する「分配金」と、投資信託を換金することで生じる「譲渡益」の2種類の利益が生じます。なお、投資信託を購入した時よりも基準価額が下落したときに換金すれば、「譲渡損」になります。投資信託によって得られた利益には、所得税と住民税を合わせて20・315%の税金が課税されます。

## 三 従来のNISA

株式や投資信託などの金融商品を利用して得た利益には、所得税や住民税が課税されます。NISAは、専用の口座内で一定の範囲内で購入した金融商品

から得られた利益には、税金がからなくなる制度です。NISAには、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAがあり、一般NISAは平成26年1月から、つみたてNISAは平成30年1月から、ジュニアNISAは平成28年4月から制度が開始されました。

一般NISAは、毎年120万円分の非課税投資枠があり、この範囲内で購入した金融資産によって得られた利益については、購入した年から5年間は課税されません。120万円×5年間で最大600万円、非課税で保有することができます。ただし、その年に未使用の非課税枠があったとしても、これを翌年以降に繰り越すことはできません。一般NISAは、株式・投資信託やREITなど、多くの金融商品が対象になります。

つみたてNISAは、毎年40万円分の非課税投資枠があり、この範囲内で購入した金融資産によって得られた利益については、購入した年から20年間は課税されません。対象となる金融商品は、長期の積立・分散投資

に適した一定の投資信託などに限られます。

ジュニアNISAは、毎年80万円分の非課税投資枠があります。一般NISAやつみたてNISAと違い、未成年者しか口座を開設することができません。また18歳までは、災害等やむを得ない場合を除いて原則として払出しをすることができません。NISA口座は、1人につき1口座しか開設することができません。またNISA口座内で、一般NISA又はつみたてNISAのどちらか一方を選択することになります。

## 四 令和6年からスタートする「新NISA」

令和5年度の税制改正によって、NISA制度が令和6年から抜本的に拡充・恒久化されることになりました。

新しいNISA制度では、従来の「一般NISA」、「つみたてNISA」が廃止され、「つみたて投資枠」、「成長投資枠」になります。ただし、令和5年までに従来の制度で投資をした商品については、新しいNISA

A制度とは切り離して、従来の制度における非課税措置が適用されます。なお、従来の制度における非課税期間が終了した後、保有している金融資産を新しい制度の非課税投資枠に移すこと（ロールオーバーといいます）は、できません。

新しいNISA制度は、つみたて投資枠と成長投資枠を併用することができず、年間投資枠は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円なので、合計で年間360万円まで投資をすることができます。非課税で保有できる限度額は、つみたて投資枠と成長投資枠を合わせて1800万円までで、そのうち成長投資枠については



1200万円になります。この金額は、買付残高（簿価残高）で管理されます。

従来のNISAでは、一度利用した非課税枠は、金融商品を売却しても再利用することはできませんでしたが、新しいNISA制度では、金融商品を売却すると非課税枠を再利用できるようになります。

非課税保有期間が無期限になることから、定期的に利用者の住所などを確認して、制度の適正な運用を担保することや、非課税保有限度額についての情報を国税庁が管理する制度も設けられます。また、従来のNISAを利用していている人については、新制度の開始時に新しい口座が自動的に設定されるなど、新制度の手続きが複雑にならないよう手当てされます。

ジュニアNISAについては、令和5年で終了になります。従来のジュニアNISAで投資した商品については、非課税期間が終了した後は自動的に継続管理勘定に移管されて、18歳になるまで非課税で保有することができます。

従来のNISAと新しいNISAの比較

金融庁資料より

	従来のNISA			
	つみたてNISA	選択制	一般NISA	ジュニアNISA
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式 投資信託 REIT など	上場株式 投資信託 REIT など
対象年齢	18歳以上		18歳以上	18歳未満

令和6年から

新しいNISA			
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額	1,800万円（枠の再利用が可能）		1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	従来のつみたてNISA対象商品と同様		上場株式 投資信託など <sup>注</sup>
対象年齢	18歳以上		18歳以上

ジュニアNISAは廃止

注）整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託などを除く

## 被災者が作成する契約書の 印紙税非課税措置

自然災害等により被害を受けた人が作成する契約書等については、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

### 1 自然災害とは？

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害のうち、被災者生活再建支援法の適用を受ける災害をいいます。

### 2 対象となる契約書の範囲

平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物(各々「滅失等建物」・「損壊建物」といいます。)の代替建物を取得する場合等において、その被災者が作成する一定の契約書で、その自然災害の発生した日から5年以内に作成するものが対象です。次の3つの要件を満たす必要があります。

(1) 「不動産の譲渡に関する契約書(第1号

文書)」又は「建設工事の請負に関する契約書(第2号文書のうち一定のもの)」であること

(2) 「被災者」が作成する契約書であること

(3) 次の①から⑥のいずれかの場合に作成する契約書であること(なお、代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが、契約書等において明らかにされている必要があります。)

① 滅失等建物が所在した土地を譲渡する場合

② 損壊建物を譲渡する場合

③ 滅失等建物に代わる建物(代替建物)の敷地のための土地を取得する場合

④ 代替建物を取得する場合

⑤ 代替建物を新築する場合

⑥ 損壊建物を修繕する場合

3 すでに印紙税を納付してしまった場合  
税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

## 宅地開発等に係る開発負担金等

法人が固定資産として使用する土地、建物等の造成や建築等の許可を受けるために地方公共団体に対して支出した開発負担金等の額は、その性質に応じて次のとおり扱います。

(1) 直接土地の効用を形成すると認められる施設(団地内の道路、公園や緑地、公道との取付道路など)

…土地の取得価額に算入します。

(2) 施設自体が独立した効用を形成し、法人の便益に直接寄与すると認められる施設(上下水道や工業用水道、取付道路を除く団地近辺の道路など)

…各々の施設の性質に応じて無形減価償却資産の取得価額または繰延資産とします。

(3) 主として団地の周辺住民などとの関係を調整するために整備される施設(緩衝緑地、文教福祉施設、環境衛生施設など)

…繰延資産となり、その償却期間は8年間です。

## 保証人がいる場合の貸倒れ

**A** 弊社は、個人事業主Aに対して、Bを保証人とする分割返済の契約を締結しました。その後、Aは自己破産しその資産状況、支払能力等からみて全額が回収不能となりました。

**Q** この場合の貸倒処理の取扱いについて教えてください。

**A** 法人の有する金銭債権については、保証人がいるときは保証人から回収できるときは保証人からも回収できない時に貸倒処理が可能です。Bからの回収可能性を検討した結果、収入が生活保護と同程度であり、差押禁止財産程度しか有しないなど、実質的に回収できないことが判明した場合には、Bに対して保証債務の履行を求めずとも、Bからも回収できないものとして損金算入することが認められます。